

青森県報

号外第三号

平成十八年
一月十七日
(火曜日)

目 次

選挙管理委員会

- 青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた旨の告示…………… (事務局) …… 一
- 十和田市の区域における直接請求のための署名を求めることができない期間の告示…………… (同) …… 一

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六号

青森県議会十和田市選挙区選出議員が平成十八年一月十四日死亡したことに伴い、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項第五号の規定により、青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第百四十三条第十九項第六号及び第九十九条の五第四項第六号の規定により告示する。

平成十八年一月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

青森県選挙管理委員会告示第七号

青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙が行われることに伴い、この告示の翌日から青森県議会議員十和田市選挙区補欠選挙の期日までの間、十和田市の区域(平成十

六年十二月三十一日現在における上北郡十和田湖町の区域を除く。)においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職のための署名を求めることができない。

平成十八年一月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭